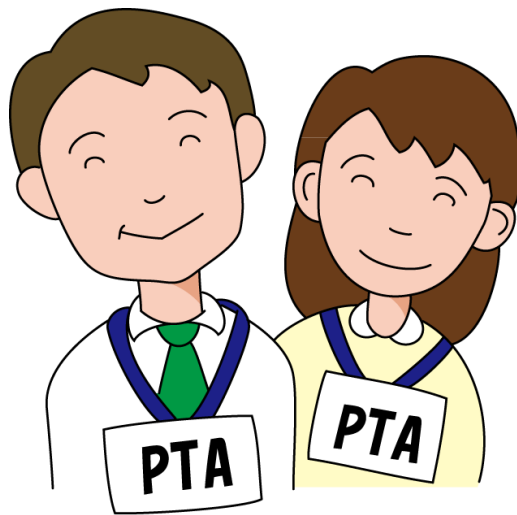


令和 7 年 度



P T A 総 会 要 項



日 時 令和 7 年 4 月 2 5 日 (金)
 1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 2 5

場 所 倉敷市立庄中学校 体育館

倉 敷 市 立 庄 中 学 校 P T A

5 時間目の参観授業が終わった後に、体育館で P T A 総会を行います。
ご家庭で内容を確認していただき、忘れないようにご持参ください。
総会の時短化に、ご協力をよろしくお願いします。

令和7年度 P T A総会式次第および日程

倉敷市立庄中学校

I 授業参観（各教室） 13:35～14:25

II P T A総会（体育館） 14:40～15:25

司会・開会宣言

P T A副会長

1 開会あいさつ

P T A会長

学校長 ※教職員紹介

2 表彰披露（P T A会長）

P T A功労者等表彰

P T A連合会表彰

P T A新聞「佳作」

3 協議（質疑応答、承認）

【議事進行は令和6年度会長】

(1) 令和6年度会長あいさつ

(2) 令和6年度の内容の質疑応答、承認

事務局

(3) 令和7年度P T A役員・学年委員の承認

事務局

(4) 新役員紹介、新会長あいさつ

【議事進行は新会長】

(5) 令和7年度の内容の質疑応答、承認

事務局

(6) その他

4 諸連絡

事務局

・令和7年度 いじめ問題対策基本方針

・生徒指導に係る校内ルール

・その他

5 閉会あいさつ

P T A副会長

III 学年懇談会 15:35～16:20

1年（柔剣道場）

2年（柔剣道場）

3年（体育館）

※ 学年ごとに解散

組織・体制の紹介

庄中学校PTA

PTA役員

地域・学校・家庭をつなぐ

会長

副会長
(校長)

執行部

事務局・会計
(教頭・教務)

監査

学年委員会

子どもの活動をサポートする

1 年学年委員 (交通部)

子どもの安全のために

交通安全指導, 通学路整備等

2 年学年委員 (新聞部)

情報を共有するために

PTA新聞の発行

3 年学年委員 (人権部)

会員の成長のために

人権学習推進 (人権学習推進委員 3 名)
PTA人権研修会参加

研修会のサポート (駐車場・受付等)
・ 青少年を育てる会
・ 市P連東ブロック

PTA会員 (保護者・教職員)

PTA 会員 (保護者・教職員)

連携団体

庄学区地域活動促進協議会 (庄地協)
学区大運動会・マラソン大会等

庄中学校支援地域本部
花いっぱいボランティア等

学校運営協議会 (中学校)
情報共有・運営検討

学校運営協議会 (小学校)
情報共有・運営検討

青少年を育てる会
学区清掃ボランティア・学区大運動会・研修等

倉敷市PTA連合会 (東ブロック)
情報共有・研修等

庄学区交通安全対策協議会
テント村・交通安全市民運動等

庄中学校区人権学習推進委員会
人権フェスタ庄・研修等

・
・
・

令和 6 年度末 転退職者

倉敷市立庄中学校

番	職 名	氏 名	教科	新 所 属 等
1	校 長			役職定年 倉敷市立玉島東中学校 主幹教諭
2	主幹教諭		社会	倉敷市立西中学校 教頭
3	教 諭		英語	倉敷市立東陽中学校
4	教 諭		国語	岡山大学附属中学校
5	事務主任			倉敷市立西阿知小学校
6	講 師		国語	倉敷市立多津美中学校 新採用
7	任期付職員		理科	倉敷市立西中学校 講師
8	非常勤講師		数学	退職
9	初任者指導			未定
1 0	NET		英語	倉敷市立老松小学校（本務）
1 1	スクール カウンセラー			

令和 7 年度 着任者

倉敷市立庄中学校

番	職 名	氏 名	教科	前 所 属 等
1	校 長			倉敷市立児島中学校 教頭
2	主幹教諭		英語	倉敷市立庄中学校 指導教諭
3	教 諭		英語	倉敷市立東中学校
4	教 諭		数学	瀬戸内市立牛窓中学校
5	教 諭		国語	新採用
6	教 諭		社会	新採用
7	事務主任			倉敷市立緑丘小学校
8	講 師		国語	倉敷市立多津美中学校
9	任期付職員		社会	倉敷市立庄中学校 非常勤講師
1 0	非常勤講師		保健体育	倉敷市立東陽中学校 教諭
1 1	非常勤講師		英語	
1 2	初任者指導			倉敷市立多津美中学校 校長
1 3	NET		英語	倉敷市立老松小学校
1 4	スクール カウンセラー			

令和7年度 学 年 編 成 表

担 当	担 当 者	教 科
校 長		国 語
教 頭		理 科
教 務		英 語
1 主		英 語
1 A担		保 体
1 B担副主		国 語
1 C担		社 会
1 D担		国 語
1 E担		数 学
F 担		美 術
総 担		英 語
総担(育短8: 45～5限まで)		理 科
総担 (非)		保 体
2 主		数 学
2 A担		保 体
2 B担		家 庭
2 C担副主		理 科
2 D担		音 楽
2 E担		国 語
G 1担		英 語
H 組		英 語
総担(育短8: 45～5限まで)		社 会
総担 (育短代)		理 科
生支コ 10:00～		
3 主		技 術
3 A担		社 会
3 B担		数 学
3 C担		国 語
3 D担		理 科
G 2担主		保 体
総進路・副主		数 学
総担 (育短代)		社 会
10:00～		
総担 (非)		英 語
N E T		英 語

養 護		
事務主任		
司 書		
校 務		
自立応援室 教員(非)		火水木2～3限, 給 食
生活支援員		
教師業務アシスタント		
スクールカウンセラー		
担 当	担当者	教科
生徒指導		数 学
進路指導		数 学
研究主任		理 科
保健主事		美 術
生徒支援C		理 科
特別支援C ・特教研事務局		英 語
		英 語
特別支援C		英 語
人権担当		数 学
コンプライアンス推進員		理 科
道徳教育推進教師		国 語
司書教諭		国 語
初任者指導		技 術
※本務校 東陽 兼務校 北・庄		

※ 初任研教科指導員 白川佳子

※ 初任研校内指導員 神崎敏江

※ 脇田アスカ 育児休業中

※ 山口 若奈 育児休業中

令和6年度PTA活動報告

倉敷市立庄中学校

	学校行事	役員会・学年委員会	PTA活動	研修・地域行事等
4月	8日 始業式、着任式 11日 入学式 16～23日 家庭訪問(1年) 18日 全国、県市学力学習状況調査 19～22日 希望懇談(2・3年) 26日 参観授業、PTA総会、学年懇談	5日 PTA役員会 8日 PTA会計監査 17日 役員会・学年委員会	交通安全テント村 PTA総会 花いっぱいボランティア	26日 市P連新旧総務部会
5月	19～21日 修学旅行 20～21日 1年自然教室 22日 2年広島平和研修 31日 1年中間考査、2,3年実力テスト		朝のあいさつ運動等	9日 第1回常任委員会 18日 ふれあい花壇草取り 22日 市P連東ブロック総会 31日 市P連委員総会・研修会
6月	1日 部活動参観・懇談 3～7日 前期学校公開週間 14日 生徒総会 15日～24日 備南東地区総体 26～28日 1学期期末考査		朝のあいさつ運動等	1日 少年を守る母の会総会 7日 青少年を育てる会総会 30日 市P連研修会
7月	16,17日 保護者懇談会 19日 1学期終業式	16日 役員会・学年委員会	朝のあいさつ運動等 花いっぱいボランティア PTA人権教育講演会(全)	2日 PTA指導者研修会(オンライン) 12日 青少年を育てる会役員会
8月	20日 全校登校日 24日 廃品回収 26日 2学期始業式 27・28日 課題テスト		朝のあいさつ運動等	2日 小中合同研修 8・22日 PTA指導者研修会(オンライン) 21日 育てる会家庭教育学級研修会 少年を守る母の会補導
9月	13日 合唱コンクール 20日 生徒会選挙 30日～10月7日 備南東地区新人戦		朝のあいさつ運動等 合唱コンクール受付 生徒登下校時の交通指導(育成部) 一万人の交通マナー向上作戦(学年委員) PTA新聞発行(文化部)	
10月	10日 学年別体育会 11日 全校体育会 23日 2学期中間考査 28日 後期学校公開週間(～11/1)		朝のあいさつ運動等 花いっぱいボランティア 庄学区民大運動会駐車場整理	13日 庄学区民大運動会
11月	9日 土曜授業 3年進路説明会 通学路等清掃ボランティア 14,15日 3年進路懇談 27～29日 2学期期末考査		朝のあいさつ運動等 人権フェスタ庄(事業部) 花いっぱいボランティア 生徒登下校時の交通指導(育成部) 通学路等清掃ボランティア(学年委員・全)	9日 青少年を育てる会(通学路等清掃ボランティア) 10日 人権フェスタ庄 17日 庄学区民ふれあい祭り 21日 市P連研修会
12月	17,18日 保護者懇談 23日 自分で作る弁当の日 24日 2学期終業式	17日 役員会・学年委員会	朝のあいさつ運動等 花いっぱいボランティア	4日 育てる会家庭教育学級研修会
1月	7日 3学期始業式 8日 1年課題テスト・2年実力テスト 3年学年末考査 23日 私立入試①1,2年実力テスト 24日 私立入試②庄中オープンスクール		朝のあいさつ運動等	
2月	5,6日 公立特別入試 5日 新入生入学説明会 7日 1・2年参観授業、学年懇談		PTA新聞発行(文化部) 朝のあいさつ運動 庄マラソン大会協力(中止)	少年を守る母の会研修会 23日 倉敷市青少年健全育成推進大会 市P連新聞コンクール・審査会
3月	3～4日 1,2学年末考査 7,8日 公立一般入試 14日 卒業式 26日 修了式	19日 新旧役員会	朝のあいさつ運動 花いっぱいボランティア 会計監査(役員) 制服リユース活動	3日 市P連新聞コンクール・表彰式

令和6年度 P T A 会計収支決算書

1 収入の部

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	内 訳
会費	1,888,460	1,688,550	△ 199,910	@350×(生徒数+教職員数)×10ヶ月、過年度未払い分
事業収入	3,500	2,270	△ 1,230	廃品回収
雑収入	3,700	5,810	2,110	公衆電話、中体連より、利息
繰越金	335,899	335,899	0	
合 計	2,231,559	2,032,529	△ 199,030	

2 支出の部

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	内 訳
会議費	10,000	7,426	2,574	役員会・学年委員会飲物
事務費	12,000	14,784	△ 2,784	印刷用紙
研修費	24,000	5,500	18,500	研修旅費500円×11回
負担費	85,000	59,509	25,491	公衆電話、市P連加盟費、振込手数料等
図書費	70,000	40,845	29,155	書籍代、図書館雑誌
学校行事費	170,000	209,254	△ 39,254	入学式・卒業式花代、体育会参加費、卒業証書ファイル代、PTA行事でのお茶
保健費	20,000	17,821	2,179	保健室の消耗品、塩分タブレット等
生徒派遣費	520,000	332,601	187,399	部活動加盟費・参加費・旅費補助
専門部費	10,000	0	10,000	
慶弔費	250,000	170,710	79,290	卒業生記念品（印鑑）、餞別等
整備費	400,000	473,926	△ 73,926	防災PACK、教室用カーテン、中庭整備費
広報費	280,000	250,800	29,200	P T A 新聞印刷代
保険費	50,000	46,750	3,250	市P連保険
予備費	330,559	0	330,559	
合 計	2,231,559	1,629,926	601,633	

3 差引残高

総収入	総支出	差引残高
2,032,529	1,629,926	402,603

令和7年度に繰越

会計監査報告

令和6年度の会計監査の結果、執行及び経理は適正であり、証書類も整備されていたことを証明する。

令和7年3月31日

会計監査委員

会計監査委員

令和7年度 P T A執行部名簿（案）

倉敷市立庄中学校

役職名	氏 名	学 年
会 長		2 年
副会長		3 年
		3 年
		3 年
		3 年
		2 年
		2 年
		3 年・1 年
		3 年・1 年
		2 年・1 年
		2 年
		2 年
		1 年
		1 年
		校長
顧問		2 年
		3 年
監査		3 年
		3 年
会計・事務局		教頭
		教務主任

令和7年度

P T A 学年委員名簿（案）

倉敷市立庄中学校

	交通部(1年)	新聞部(2年)	人権部(3年)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

部長		部長		部長	
副部長 (少年をまもる 母の会)		副部長		副部長 (人権推進委員)	
1 年学年主任	1年主任	2 年学年主任	2年主任		
				3 年学年主任	3年主任

令和7年度 庄中学校PTA執行部の充て職表（地域の組織）（案）

	1 年目担当			2 年目担当	
①	学校運営協議会 小学校 ※年に3回（平日の昼 or 夕方）		⑧	中学校PTA会長 学校運営協議会 中学校 PTA 会長 学校支援地域本部 中学校 PTA 会長	
②	青少年 副会長 ※総会と年3回役員会		⑨	青少年 会長	
③	市P連 補佐役 （庄中が市P連東ブロック長の年） 交通安全対策協議会 常任理事 ※理事会3回夜、テント村2回		⑩	市P連 （3年に1度 東ブロック長） 他の年は連絡担当 R7：ブロック長	
④	青少年 補導相談部長 R7 or 副部長 （隔年で変更）		⑪	青少年 環境浄化部長 R7 or 副部長（隔年で変更） 庄地協 ふれあい促進	
⑤	青少年 家庭教育学級 副部長		⑫	青少年 家庭教育学級部長	
⑥	市P連 補佐：研修担当		⑬	市P連 補佐：研修担当	
⑦	庄地協 ふれあい促進部員 連絡担当（庄中が市P連東ブロック長の年）		⑭	庄地協 ふれあい促進部長 or 副部長 R7 （隔年で小学校 PTA と変更） ※部長の年は、学区民大運動会賞品の注文	

令和 7 年度 PTA役員活動分担表（案）

会 長	赤田 世輝	総務として統括
-----	-------	---------

関 係 機 関		中 学 校 P T A		主 な 活 動 内 容
名 称	職 名	職 名	氏 名	
庄 地 協	ふれあい促進副部長	副会長②		小学校 P T A と 1 年 交 代 で 部 長 (R7 小学校、R8 中学校)
	ふれあい促進部員	副会長①		学区民大運動会・マラソン大会など
	環境部員	副会長②		地区美化活動等
青少年を 育てる会	会長	副会長②		青少年を育てる会の総括
	副会長	副会長①		中学校 P T A 活動との連絡・調整
	補導相談部部長	副会長①		学区巡回・交通安全指導・不審者対策等 部長・副部長（交対協と隔年で変更） R7：部長
	環境浄化部部長	副会長②		通学路や地域の清掃等のボランティア活動
	家庭教育部部長	副会長②		部長 中学校
	家庭教育部副部長	副会長①		副部長 R4 幼稚園、R5 小学校、R6 中学校
交通安全対 策協議会	常任理事	副会長①		・ 総会の運営 ・ 交通安全市民運動への参加等
学校運営協 議会	小学校	副会長①		・ 小学校の運営協議会に年 3 回参加
	中学校	会長		・ 中学校の運営協議会に年 2 ～ 3 回参加
中学校支援 地域本部	実行委員	会長		・ 実行委員会に年 4 回参加
市 P 連	ブロック長	副会長②		・ 中学校区で委員長持ち回り (R5 庄中学校、R6 東中学校、R7 庄中学校、 R8 北中学校、R9 東中学校、R10 庄中学校) ・ 市 P 連東ブロックの研修会の企画・運営 ・ 委員長は市 P 連の活動に参加
	ブロック長補佐	副会長①		
	研修担当	副会長②		
	研修担当	副会長①		
事務局（中学校職員）		副会長	校長	・ 庶務会計の処理 ・ 事務、連絡、調整。
		事務 会計 調整	教頭	
			教務主任	

令和7年度PTA活動計画（案）

倉敷市立庄中学校

	学校行事	執行部会・学年委員会	P T A 活動	研修・地域行事等
4月	7日 始業式 10日 入学式 15～22日 家庭訪問(1年) 17日 全国、県市学力学習状況調査 18,21日 希望懇談(2・3年) 25日 授業参観、PTA総会、学年懇談	16日 執行部会・学年委員会	21日花いっぱいボランティア 25日 PTA総会(全) 朝のあいさつ運動	11日 交通安全デント村 24日 市P連新旧総務部会
5月	18～20日 3年修学旅行 19・20日 1年自然教室 21日 2年広島平和研修 30日 1年中間考査、2,3年実力テスト 31日 部活動参観・懇談		朝のあいさつ運動	日 第1回市P連東ブロック総会 29日 市P連総会、ブロック単位PTA会長会 16日 青少年を育てる会役員会 17日 庄地協総会 22日 交通安全対策協議会常任委員会
6月	2～6日 前期学校公開週間 13日 生徒総会 14～21日 備南東地区総体 25日～27日 1学期期末考査		朝のあいさつ運動等	5日 人権学習推進委員会総会 日 少年を守る母の会総会 6日 青少年を育てる会総会 日 交通安全対策協議会総会 日 単位PTA情報交換会 13日 学校運営協議会・庄中支援地域本部実行委員会 26日 PTA等指導者研修会(岡山会場)
7月	15,16日 保護者懇談会 18日 1学期終業式	16日 役員会	朝のあいさつ運動等 PTA新聞発行(新聞部)	4日 PTA等指導者研修会(倉敷会場) 日 青少年を育てる会役員会
8月	19日 全校登校日 23日 廃品回収 26日 2学期始業式 27,28日 1・2年課題テスト、3年実力テスト		19日花いっぱいボランティア	1日 人権研修会 日 少年を守る母の会補導 日 青少年を育てる会役員会
9月	12日 合唱コンクール 19日 生徒会選挙 27日～10月4日 備南東地区新人戦		朝のあいさつ運動等 学区巡回 ----- 合唱コンクール受付	日 交通マナー向上作戦 日 学区巡回 10日 庄中支援地域本部実行委員会
10月	8日 学年別体育会 10日 全校体育会 22日 2学期中間考査 27日～30日 後期学校公開週間		朝のあいさつ運動等 学区巡回 -----	10日 PTA等指導者人権教育研修会(ワライ) 12日 庄学区民大運動会駐車場整理(全) 日 学区巡回
11月	9日 土曜授業、3年進路説明会 通学路等清掃ボランティア 14,15日 3年進路懇談 27日～29日 2学期期末考査		朝のあいさつ運動等 通学路等清掃ボランティア(学年委員・全)-----	16日 庄学区民ふれあい祭り 8日 青少年を育てる会家庭教育学級(通学路等清掃ボランティア) 24日 人権フェスタ庄 日 単位PTA情報交換会
12月	16,17日 保護者懇談 22日 自分で作る弁当の日 24日 2学期終業式	17日 役員会	1日 花いっぱいボランティア 朝のあいさつ運動等	5日 庄中支援地域本部実行委員会
1月	7日 3学期始業式 8日 課題テスト・実力テスト 3年学年末考査 22日 私立入試① 1,2年実力テスト 23日 私立入試② 庄中オープンスクール		朝のあいさつ運動等 PTA新聞発行(新聞部)	
2月	4・5日 公立特別入試 4日 新入生入学説明会 6日 1・2年参観授業・学年懇談 25日～27日1,2学年末考査		朝のあいさつ運動	8日 庄学区民マラソン大会協力 日 少年を守る母の会研修会 15日 倉敷市青少年健全育成推進大会 日 市P連東ブロック長会 20日 学校運営協議会・庄中支援地域本部実行委員会
3月	10・11日 公立一般入試 13日 卒業式 26日 修了式	日 新旧役員会	朝のあいさつ運動 4日 花いっぱいボランティア 会計監査(執行部) 制服リユース活動	日 市P連新聞コンクール表彰

2025. 4. 現在

令和 7 年度 PTA会計予算（案）

倉敷市立庄中学校 P T A

1 収入の部

項 目	令和 6 年度決算	令和 7 年度予算	増 減	内 訳
会費	1, 688, 550	1, 936, 200	247, 650	@350×(生徒数+教職員数)×12か月、過年度未払い分
事業収入	2, 270	2, 300	30	廃品回収収益
雑収入	5, 810	5, 500	-310	公衆電話、預金利息
繰越金	335, 899	402, 603	66, 704	
合 計	2, 032, 529	2, 346, 603	314, 074	

2 支出の部

項 目	令和 6 年度決算	令和 7 年度予算	増 減	内 訳
会議費	7, 426	10, 000	2, 574	役員会飲物
事務費	14, 784	20, 000	5, 216	印刷用紙、封筒、切手
研修費	5, 500	10, 000	4, 500	校内研修会補助、校外研修旅費
負担費	59, 509	70, 000	10, 491	公衆電話、学校保健等、手数料
図書費	40, 845	70, 000	29, 155	図書館雑誌、学級文庫
学校行事費	209, 254	230, 000	20, 746	入学式・体育会・卒業式等行事関係費用
保健費	17, 821	20, 000	2, 179	消毒・保健用品、塩分タブレット等
生徒派遣費	332, 601	450, 000	117, 399	部活動加盟費・参加費・旅費補助
専門部費	0	5, 000	5, 000	専門部会活動費
慶弔費	170, 710	200, 000	29, 290	卒業生記念品、餞別等
整備費	473, 926	500, 000	26, 074	学習支援品・用具、環境整備品等
広報費	250, 800	280, 000	29, 200	P T A 新聞印刷代
保険費	46, 750	50, 000	3, 250	市 P 連保険
予備費	0	431, 603	431, 603	予備
合 計	1, 629, 926	2, 346, 603	716, 677	

倉敷市立庄中学校PTA会則（案）

（名称）

第1条 この会は、倉敷市立庄中学校PTA（保護者と教職員の会）という。

（事務局の場所）

第2条 この会は、事務局を倉敷市立庄中学校に置く。

（目的）

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- 1、よい保護者・よい教職員となるように努める。
- 2、家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を補助する。
- 3、学校設備の充実を図る。
- 4、教職員・生徒・保護者の研修を援助する。
- 5、その他必要な諸活動をする。

（会員）

第5条 この会は、倉敷市立庄中学校生徒の保護者及び同校職員（以下「職員」という）、
その他有志（特別会員）をもって組織する。

（会費）

第6条 この会は、会費を納めるものとする。

（役員）

第7条 この会の役員は、次のとおりである。

会長（1名）・副会長（若干名・校長を含む）・監査（若干名）・顧問（若干名）・
会計（職員若干名）・学年委員（若干名）

（専門部）

第8条 この会は、学年委員で組織する次の専門部を置く。

- 1、交通部・新聞部・人権部
- 2、その他必要に応じて、専門部を増減することができる。

（役員の選出）

第9条 この会の役員は、次の方法で選出する。

- 1、会長・副会長は学年委員会で承認を得て、総会で決定する。
- 2、その他の役員（監査、顧問）は、会長が委嘱する。

（役員の任期）

第10条 役員及び各委員の任期は1年間とするも、後任者決定までその職務を代行し、補
欠者は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（役員、各委員の任務）

第11条 役員の任務は、次のように定める。

- 1、会長は、すべての会議の議長を努め、総務として一切の任務を遂行する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 3、委員は、この会の重要事項を協議し、執行にあたる。
- 4、監査は会計の監査をする。
- 5、顧問は、会長の諮問に応じる。
- 6、会計は庶務会計を処理する。
- 7、顧問、監査は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 この会の会議は、総会・役員会及び学年委員会とする。

1、総会は、毎年1回会長が召集する。次の事項は、総会に付議しなくてはならない。

①事業、活動実績及び決算の報告 ②事業、活動計画及び予算の承認

③会則の改正

2、役員会及び学年委員会は、会長が召集する。次の事項は、役員会及び学年委員会で協議する。

①総会に提出する議案 ②その他の重要事項

(議決)

第13条 会議は、出席者の過半数の賛成で決議することができる。

(運営費用)

第14条 この会の費用は、会費、寄付金、その他である。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(帳簿)

第16条 この会には、次の帳簿を備える。

①会議録 ②文書綴り ③会計簿 ④役員名簿 ⑤会員名簿 ⑥その他重要書類

細則

第1条 会費は月額350円とする。

第2条 役員の人数は、役員会において決定することができる。

第3条 この細則は、役員会において改定することができる。

付則

1、この会則の他に細則を制定する。この会則は昭和59年4月1日より適用する。

2、平成6年4月30日に会則の一部を改正する。

3、平成7年4月21日に会則の一部を改正する。

4、平成8年4月20日に会則の一部を改正する。

5、平成9年4月18日に会則の一部を改正する。

6、平成10年4月18日に会則の一部を改正する。

7、平成13年4月21日に会則の一部を改正する。

8、平成18年4月28日に会則の一部を改正する。

9、平成19年4月27日に会則の一部を改正する。

10、平成22年4月30日に会則の一部を改正する。

11、平成23年4月27日に会則の一部を改正する。

12、平成27年4月16日に細則の一部を改正する。

13、平成29年4月20日に付則の表記の一部を改正する。

14、令和2年4月16日に細則の一部を改正する。

15、令和4年4月20日に会則の一部を改正する。

16、令和6年4月26日に会則の一部を改正する。

17、令和7年4月25日に会則の一部を改正する。

倉敷市立庄中学校 P T A 慶弔規定（案）

会員及び家族に慶弔があったときは、下記の規定によりその意を表する。

第 1 章 慶 弔

第 1 条 慶事があったときは、次のとおり祝意を表する。その他役員会で協議する。

- 1、会員に功績があった時は、市 P 連に申請し、功労者表彰状と花束を贈る。
- 2、卒業生徒にはその前途を祝し、記念品を贈る。

第 2 条 弔事があったときは、次のとおり弔意を表する。

- 1、生徒が死亡のときは、香料 10,000 円と生花スタンド 1 基を贈り、会の代表者が弔問する。
- 2、会員が死亡のときは、香料 10,000 円と生花スタンド 1 基を贈り、会の代表者が弔問する。
- 3、会員中、学校教職員の一親等以内（配偶者、同居の家族、実父母）が死亡のときは、香料 5,000 円と生花スタンド 1 基を贈る。
- 4、P T A 役員の代表が弔問するときは、P T A としての香科のみとする。

第 2 章 見 舞

第 3 条 不慮の災害があったときは、次のとおり見舞をする。

- 1、会員に火災等の災害があったときは、見舞金(または物品)10,000 円を贈り、代表者が訪問する。
- 2、特別の場合は役員会で協議する。
- 3、学校の現教職員が 1 か月以上入院のときは、見舞金 5,000 円を贈る。

第 3 章 餞 別

第 4 条 学校教職員が転退職したときは、次のとおり記念の金品を贈り謝意を表する。

- 1、初年度 2,000 円。それ以降は 1 年ごとに 1,000 円ずつ加算する。
(ただし、上限 10,000 円とする)

第 4 章 その他

第 5 条 各章の規定に準じるもの、その他で特に考慮を要する場合は、役員会で協議する。

但し、緊急を要するときは、会長が専決することもある。

第 6 条 学年または学級が単独で、この規定以外の慶弔・餞別・見舞等を行うことについては差し支えない。

第 7 条 この規定による贈与に対しては、返礼をしない。

付 則

- 1、この規定は、平成 13 年 4 月より実施する。
- 2、この規定の改廃は、役員・学年委員会の決議によって行う。
- 3、平成 29 年 4 月 20 日に条文及び付則の表記の一部を改正する。
- 4、平成 31 年 3 月 1 日に規定の一部を改正する。
- 5、令和 2 年 4 月 16 日に規定の一部を改正する。
- 6、令和 4 年 4 月 20 日に会則の一部を改正する。
- 7、令和 7 年 4 月 25 日に会則の一部を改正する。

倉敷市立庄中学校 P T A 旅費規定（案）

この規定は、会務のため行動する役員、およびその他の会員に支給する旅費について定める。

（総則）

第1条 会務のため役員その他会員の旅費は、会長および事務局が認めたときのみ支給することができる。

（行動順路および日数）

第2条 旅費は最も経済的な経路および日数により行動した場合の計算とする。ただし、天災、その他やむを得ない理由により行動した場合は、その経路および日数で計算する。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、次の通りとする。

- 1 「市P連」主催の会議、研修会への参加。
- 2 「庄中学校区青少年を育てる会」「少年をまもる母の会」等主催の会議、研修会への参加。

（旅費の支給額）

第4条 旅費の金額は、次の通りとする。

第3条の1及び2において、学区外の場合は500円を支給することができる。

（旅費の制限）

第5条 会長は、時に旅費の一部もしくは全部を支給しないときがある。

（取扱の特例）

第6条 旅費支給で特別の事情によりこの規定によることが出来ない場合には、役員会において審議処理する。

付 則

この規定の改廃は、役員会の決議を経なければ変更することはできない。

この規定は、平成21年4月21日より施行する。

平成26年4月15日に規定の一部を改正する。

平成27年4月21日に規定の一部を改正する。

平成29年4月20日に規定の一部を改正する。

平成31年3月1日に規定の一部を改正する。

令和6年4月26日に規定の一部を改正する。

令和7年4月25日に規定の一部を改正する。

いじめに関する現状と課題
庄中学校の生徒はほとんどが庄小学校から進学してきた生徒のみで、人間関係が固定化しやすく、関係性が悪くなった場合に逃げ場がづくりにくい現状がある。保育園・幼稚園からともに成長してきた生徒がほとんどで、お互いに気心が知れているゆえに、他者に対する思いやりを欠く言動が見られることがある。また、一度弱者になった場合に周囲から SNS などを使って攻撃され、トラブルの原因になることも多々ある。こういった背景により学校や教師側がいじめに気付きにくい現状があるので、生徒の些細な変化を見逃さず、複数の教師で細やかな連携をとり、対応していく必要がある。また、学校が落ち着いているからといって、いじめがないわけではないという危機感を常にもって、職員研修や様々な校務分掌会でいじめに対する意識を深め、いじめ防止についての積極的な取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
【庄中学校 3 原則】 ①早期発見・早期対応・早期解決をめざす ②教師がいじめに正面から向き合う ③いじめを複雑化・深刻化させない 【本校 5 つの構え】 ①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則 ②いじめの定義を限定して解釈することなく積極的にいじめを認知 ③子どもの訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピード感をもって対応 ④悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、いじめた側への指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いが基本 ⑤一部の問題とせず、学校全体の問題ととらえ、全教職員で組織的に対応

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
(1) 学校の基本方針を P T A 総会や学年懇談で説明し、学校のいじめ問題への方針や取組内容について理解を求める。 (2) 学年懇談会や学級懇談会で意見交換や協議の場を設け、問題の早期発見や対応の改善に努める。 (3) インターネットやスマートフォンの使い方について警察や外部講師を招いて研修を開き、生徒・保護者に人権に配慮した使用法の理解を深める。 (4) スクールカウンセラーや不登校対策担当教員との情報交換の場を定期的にもち、「カウンセリングだより」を発行し、学校の相談窓口の充実に努める。 (5) P T A クリーン作戦等の P T A 活動や、合同公園ウォーク等の学校支援ボランティアの活動、学区民大運動会等の地域の行事に、生徒と共に積極的に参加することで、地域の教育力を基盤としたいじめの起こりにくい雰囲気づくりと、未然防止に努める。	○全教職員による「学校が実施する取組」実施 ○いじめ対策委員会の設置とその役割 ・本校で生じた、いじめ問題への対応協議 ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること ・「生徒のそばに立つ指導」「ぶれない指導」の下、日常生活を複数の目で把握し、全教職員で共有した指導方針で指導にあたることで、いじめの芽の早期発見 ・いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集 ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始 ・担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応し、徹底して解消に取り組む ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導 ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録、保管 ・教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施、研修会への参加	(1) 教師カウンセラーやスクールカウンセラーとの連携 ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもたちの悩みや不安等の相談 ・保護者の相談・カウンセリングの実施 ・校内対策委員会への助言と支援 ・外部機関とのパイプ役 (2) 倉敷市教育委員会との連携 ・いじめの事実を確認した場合は教育委員会に連絡、連携を図り迅速に対応 ・いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼 (3) 外部機関（児童相談所・医療機関・市福祉課・主任児童委員・スクールソーシャルワーカー等）との連携 ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては、様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼 ・他機関と継続的に連携しながら問題を解決 (4) 警察署との連携 ・犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応 ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

学校が実施する取組	
① 未然防止の取組	(1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり ・学級や学年、学校行事、生徒会活動、部活動等において集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合い、互いに支え合う集団づくりの取組 (2) 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成 ・規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為で恥ずべき行為であること」「いじめを見逃さず周囲に訴えること」「周囲と協力していじめに立ち向かうこと」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底 (3) 「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」 ・わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定させる近道であるとした学習指導 (4) 「生命」や「人権」を大切にする指導 ・道徳教育の充実を図ると共に学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実 ・本校教職員が人権感覚を磨き、常に自らの指導姿勢の見直し (5) 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成 ・最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上
② 早期発見の取組	(1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】 ・小さないじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換、教師カウンセラー、スクールカウンセラー、学校ボランティアと協力体制の整備（情報交換・役割分担） ・全教職員での情報把握 ・いじめ防止対策委員会の定期的な実施 (2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】 ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導・生徒一人一人との触れ合い・自分や仲間のよさを伝えあい、互いの存在を認め合い、支え合う指導 (3) アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する方途】 ・年間を通した計画的なアンケートや Q－U 調査の実施 「学校生活アンケート」を年間 3 回実施・教育相談週間を設置し、生徒一人一人と個別の面談を実施 ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼
③ いじめへの対応	(1) 被害者・その保護者に対して ・徹底して被害者の立場に立ち、被害者にとって最も信頼関係のある教職員が対応する。「最後まで絶対に守る」という意向を被害者やその保護者に伝え、心のケアとともに、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案していく。学校生活での見守りの継続、登下校や休日の様子などについても留意し、保護者や周囲の子どもから情報を収集し、保護者に経過等を定期的に報告する。いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月続いていることを確認して、いじめの解消とする。 (2) 加害者・その保護者に対して ・いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、自らがやった行為に対し、正面から向き合わせ、相手の心の痛みを理解させ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭する。加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、いじめをするに至った事情や背景を調査し、その点については共感的に理解しつつ、ストレスを軽減するような声かけをする。加害者の今後の生活について、行動改善を熟考し前向きに取り組ませる意欲づくりをする。保護者には事実を伝え、協力関係を構築し、家庭教育の協力を要請する。解決後もしくは、保護者に経過の定期的な報告する。 (3) 観衆・傍観者に対して ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導を行う。いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導する。全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成するよう常に意識して職務に専念する。 (4) 重大事態への対処 ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

令和7年4月1日

庄中学校保護者 様

倉敷市立庄中学校

「 生徒指導に係る校内ルール 」

庄中学校教職員は、生徒、保護者、地域の皆様から信頼される学校づくりを目指し、日頃より教育公務員としての誇りと自覚をもって行動することを心がけています。ここに「生徒指導に係る校内ルール」を定め、不祥事防止に努めていきます。

1 生徒指導について

- 生徒指導をする際、密室で1対1の対応をしていない。
- 人権に配慮し、体罰や暴言は厳に禁止する。
- 不必要な身体接触を行わない。

2 情報管理・情報機器の使用について

- 個人情報の書類は施錠可能な場所に保管する。電子データの取り扱いに注意する。
- 個人情報を校外に持ち出さない。
- 生徒や保護者と私的なメールや電話等のやりとりをしない。
- 許可なく、校内でスマートフォンを持ち歩いていない。

3 集金等の管理について

- 生徒から集金した現金は、耐火金庫に保管する。
- 集金が高額になる場合には口座積立もしくは業者による直接集金を行う。

4 その他

- 許可なく、生徒を自家用車に同乗させない。

庄中学校保護者 様

あいさつ運動・校内美化活動について（お願い）

記

この用紙は希望調査ですので、連絡なく変更しても大丈夫です。
人数や回数の制限もありませんので、
お時間があるときに、気楽に生徒の様子を見に来てください。

. 折り | 折り

兄弟どちらにもご提出ください。
【×切】4月18日(金)

【校内美化活動】

日 時： 花いっぱいボランティアとともに活動 9時～10時

①4月21日（月）花苗の植え付け →雨天順延 22日（火）

②8月19日（火）花苗の植え付け →雨天順延 26日（火）

③12月1日（月）花苗の植え付け →雨天順延 2日（火）

④3月4日（水）卒業式前中庭整備 →雨天順延 5日（木）

※雨天順延は、午前8時に保護者連絡帳で連絡します。



集 合： 庄中学校 玄関前

その他： 動きやすい服装でお越しください。

参加人数によっては、草抜きや別の作業をお願いする場合があります。

道具や軍手は中学校でも準備をしています。

給水ができるように、お茶などをご持参ください。

校内美化活動は、庄中学校HP「学校支援地域本部事業」より「花いっぱい」で報告しています。

あいさつ運動は、庄中学校HP「PTA」をご覧ください。



庄中学校



[illegible]